一般社団法人滋賀県建築士事務所協会

建築物耐震判定委員会運営要綱

平成9年10月1日 制定 平成15年7月1日 改訂 平成20年4月1日 改訂 平成24年4月1日 改訂 平成28年7月1日 改訂 令和 4年6月1日 改訂

【目的】

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年12月25日法律第123号)の趣旨に基づき、建築物の構造耐力に関し、耐震診断・耐震補強計画等の報告書(公共・民間を問わず)に対し、審査、判定、補強設計に対する助言、提案を行い、技術の向上、建築防災の推進に寄与することを目的とし、一般社団法人滋賀県建築士事務所協会(以下「本会」という)内に建築物耐震判定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

【業務】

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- ① 建築物の耐震診断報告書の審査・判定
- ② 建築物の耐震補強計画案の審査・判定
- ③ 建築物の耐震補強設計工法に対する助言・提案
- ④ その他、この委員会の目的を達成するための必要な業務

【委員会の構成】

- 第3条 委員会は、学識経験者と関係行政機関職員の長または長が任命した者及び本会会長で 構成し、委員の総数は5名以上とする。
 - 2 委員会の委員は、本会の会長が委嘱する。
 - 3 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置くものとし、委員長、副委員長は、委員会において選出する。

【委員の任期】

- 第4条 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。
 - 2 補欠又は増員により委嘱された委員の任期は、前任者又は委員の残任期間とする。

【委員会の開催】

- 第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集することができる。
 - 2 委員会の開催通知は、本会事務局において行う。

【審查・判定基準】

第6条 建築物の耐震性の判定は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、(一財)日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」その他国土交通省、文部科学省等関係機関において定められた関連基準に基づいて行う。

- 2 委員会の判定については委員の合議により決定するものとする。
- 3 委員が自らもしくは委員が所属する法人等が関った案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものとする。

【判定に関する検討事項】

第7条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- ① 建築物等資料の内容に関する事項
- ② 耐震診断資料の内容に関する事項
- ③ 現地調査に関する事項
- ④ 評価基準の運用等に関する事項
- ⑤ その他関連する事項

【判定の報告】

第8条 委員会は、審査終了後速やかに結果を、耐震診断判定評価書により依頼者に報告する。 2 前項の判定評価書は、事務局に保存し、提出された資料等は依頼者に返却する。

【守秘義務】

第9条 委員会の委員は、審査事項に関して知り得た資料、知識等を第三者に遺漏、公表または活用してはならない。

【記録】

第10条 委員会は、委員会判定過程の記録を行い、事務局がこれを保管する。

【経費の支弁】

第11条 この要綱による判定に要する経費は、依頼者により支払われる審査費用の収入により 支弁することを原則とする。 なお、判定費は別に定める。

【会計】

第12条 判定費用の請求、受領及びその他の必要な会計事務は、事務局において行う。

【要綱の変更】

第13条 この要綱の変更は委員会協議のうえ、本会会長の承認を得る。

【その他】

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

付則

この要綱は平成9年10月1日から施行する。